

カナオ訪問看護リハビリステーション指定訪問看護
〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

第1条（事業の目的）

有限会社カナオが設置するカナオ訪問看護リハビリステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

第3条（事業の規定）

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあつては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 カナオ訪問看護リハビリステーション
- 2 所在地 埼玉県川越市藤木町30-1 大河内ビル2階

第5条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

- 1 管理者 常勤1名（兼務）
 - (1) 主治医との連絡調整及び報告
 - (2) 訪問看護師の管理
 - (3) 訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
 - (4) 利用者の状態把握とサービスの査定
 - (5) 利用者の看護方針、手順の作成
 - (6) 利用者の記録保存・管理
 - (7) 関係機関との連絡調整
 - (8) 事業計画、事業報告の作成
 - (9) 設備、備品等の衛生管理
 - (10) 管理事務処理並びに経理処理
- 2 訪問看護師 看護師（准看護師）2.5名以上（常勤換算）
 - (1) 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
 - (2) 訪問看護計画の作成及び訪問看護の実施
 - (3) 訪問看護実施内容の記録及び報告
 - (4) 必要に応じ主治医との連絡調整
 - (5) 管理者への協力
- 3 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

- (1) 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
- (2) 訪問看護計画の作成及び訪問看護の実施
- (3) 訪問看護実施内容の記録及び報告
- (4) 必要に応じ主治医との連絡調整
- (5) 管理者への協力

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 原則として月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第7条（指定（介護予防）訪問看護の内容）

指定（介護予防）訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
 - (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事および排泄等日常生活の世話
 - (3) 褥瘡の予防・処置
 - (4) ターミナルケア
 - (5) 認知症患者の看護
 - (6) 療養生活や介護方法の指導
 - (7) カテーテル等の管理
 - (8) 在宅におけるリハビリテーション
 - (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
 - (10) その他医師の指示による医療処置
- 2 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
 - 3 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成

第8条（指定訪問看護の利用料等）

利用料金等は、以下の通りとする。

- 介護保険指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。
 - 3 利用料金は1ヶ月毎の集金、金融機関での引落、金融機関への振込とする。
 - 4 通常の事業の実施地域（第9条に定める地域）を越えて行う介護保険指定訪問看護に要した交通費は徴収しない。
 - 5 料金については、あらかじめ利用者や家族に文章で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文章に署名を受け取るものとする。
 - 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第9条（介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域）

介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域は、川越市、ふじみ野市、富士見市、さいたま市、入間郡三芳町とする。

第10条（衛生管理等）

事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第11条（緊急時等における対応方法）

緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し指定（介護予防）訪問

看護を開始するものとする。

2 訪問看護師等は、指定(介護予防)訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及びかかりつけ医師に報告しなければならない。

第12条(苦情処理)

事業所は、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第13条(個人情報の保護)

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第14条(虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条(業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条(身体拘束)

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第17条(その他運営に関する留意事項)

事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社カナオの代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は平成24年12月1日から施行する。
- この規定は平成25年10月1日から施行する。
- この規定は平成27年7月21日から施行する。
- この規定は平成29年12月1日から施行する。
- この規定は平成30年10月21日から施行する。
- この規定は平成31年3月21日から施行する。
- この規定は令和6年4月1日から施行する。